

平成 19 年 5 月 15 日

(社) 日本小児科学会 会長 別所 文雄 ㊟  
(社) 日本小児保健協会 会長 村上 睦美 ㊟  
(社) 日本小児科医会 会長 保科 清 ㊟

## タバコ自動販売機の廃止を要望します

わが国に未成年者喫煙禁止法が制定されてから百年以上が経過しています。この条文には、未成年者に販売する者を罰する事も定められています。しかし、いまだに多くの未成年者が喫煙している現状があり、それら子どもたちのタバコの入手方法では自動販売機からが最多です。(総務省青少年対策本部・青少年とタバコ等に関する調査研究報告書 平成 13 年)。これは子どもたちが容易に購入できる状況になっているからです。

薬物に手を染めた者のほとんどが子どもの時に喫煙を始めていることから、タバコは「入門薬物」とも言われ、非行や犯罪に走らせるきっかけともなっています。さらに喫煙開始が早いほど依存性が強くなり、長期間の喫煙により将来の各種健康障害とも結びつきます。

「健康日本 21」においては、2010 年までに未成年者の喫煙をなくすことが目標とされていますが、自動販売機が存在する限り、この目標の達成は不可能と思われます。たとえ自動販売機に年齢識別装置を設けても、これはカードを識別するのみで、使用する個人を識別するものではないため多くの抜け道があり、未成年者による購入を防ぐ事は不可能です。

子どもたちが健やかに育つための社会環境を整える事は大人の大切な役割です。一部の喫煙者や販売側の利便性のために全国に 60 万台近く存在するタバコ自動販売機は、子どもを大切にしていない社会のあらわれでもあります。

子どもの健康に関わる我々三医学団体はすでに禁煙宣言を行い、子どもをタバコの害から守る活動を展開しており、昨年も同様の要望をいたしました。自販機の状況は何ら変わっていません。本年も再度、タバコ自動販売機の廃止を要望します

2005 年 2 月に発効した WHO たばこ規制枠組み条約には、未成年に対するたばこ販売禁止(第 16 条の 1) たばこ自動販売機を段階的に廃止(第 16 条の 1-c) が明記されています。国民の命を守るために、この条約の下でわが国のタバコ自動販売機に対して今後どのような対策を講じられるのか、ご見解を伺います。